

商工連臨時総会  
商工会マスタープランの推進  
平成25年度主要事業  
商工青年・女性と知事との語らい  
中小企業の新たな事業活動促進事業の紹介  
商工会はいまーVol.91 根羽村商工会  
経営ワンポイントアドバイス  
経営革新とSWOT分析

法律ワンポイントアドバイス  
共同企業体に対する債権回収  
この人に注目ーVol.95 木祖村商工会  
伝言板  
ふるさと紹介 Vol.5 辰野町商工会  
WEBセミナー、商工会の休業補償制度(案内)

長野県商工会連合会のホームページ・E-mail アドレス  
<http://www.nagano-sci.or.jp/>  
shokoren@nagano-sci.or.jp

## 千曲川の鮎つり

坂城町は、大きなアユ（鮎）が釣れるポイントとして絶好の釣り場となっています。

初夏、アユ釣りの解禁となる頃、町の中心を流れる千曲川には、各地から釣りファンが集まります。アユ釣りや、川の中に人工の産卵場所を作って、ウグイを誘う「つけば漁」は、初夏の風物詩となっています。

坂城町商工会



# 10年先の商工会を見据え 商工会中期マスタープラン始動

商工連は3月29日、阿部知事をはじめ来賓多数、臨席のもと、長野市で臨時総会を開催し、全県下から商工会長及び関係者約100名が出席しました。臨時総会では商工会中期マスタープラン、平成25年度事業計画等が原案どおり承認決定されました。



矢崎会長 あいさつ

臨時総会の冒頭、商工連矢崎会長より「我が国経済は、昨年新政権が誕生しデフレと円高からの脱却、そして経済成長を基軸とした経済対策を表明し円安・株高となって明るさが見えていますが、地方においては依然雇用・消費面における景気回復の兆しは見え、3月末の金融円滑化法の期限切れ、TPP交渉参加、平成26年からの消費税増税など、会員企業を取巻く経営環境は、今後も厳しい状況が予想される。

規模企業を取巻く高度複雑化した経営課題に対して的確な支援機能の発揮及び、地域全体の課題解決等のため各種事業を実行していくため、商工連の機構改革を断行し、準備を整えた。

特に、中小企業者への支援及び商工会事業に対する職員の意識改革は喫緊の課題であり、グループ指導体制等による職員の支援機能の強化や、地域振興人材の育成に鋭意努力する。

併せて、商工会の使命である企業における経営力強化や産業振興については、各種補助事業の有効活用を図りながら、産業振興支援プロジェクト

これら状況を踏まえ、商工会・商工連では昨年施行された中小企業経営力強化支援法に基づき支援機関の認定を取得し、会員企業に対する一層の支援強化を行う。

また、この4月1日から、これからの商工会・商工連のあるべき姿をめざした商工会中期マスタープランに基づき、小



臨時総会の様子

事業・長野県商工会観光パワープアップ事業・農商工連携等の事業を展開していく。更に、青年

部女性部においては、経営者としての資質向上や事業承継への支援を行うとともに、新分野への新事業活動支援や創業支援等も視野においた事業展開を図っていく。」とのあいさつがありました。

来賓祝辞では、阿部県知事より「商工会中期マスタープランを実施していくにあたり、経営指導員の専門性・広域性を活かして、地域に根ざした中小企業の支援機関として着実な一歩を踏み出してほしい。県の重要課題の中にも、地域をいかに元気にするか、経済を活性化させるかといった問題があるので、商工会、商工連と県が課題を共有して、一緒になって取り組むたい。

また、長野新幹線の金沢延伸に関して北陸各県との交流、連携が必要になってくるので、御協力いただきたい。」との



顕彰される五味副会長

言葉がありました。

また、長年の商工業振興、商工会運営に対して貢献された方の功績を称え顕彰が行われました。

顕彰されましたのは、次の方々です。

(順不同・敬称略)

○旭日双光章

平成24年春 五味 光亮(原村商工会長、長野県商工会連合会副会長)

○旭日単光章

平成24年秋 鈴木 秀典(坂城町商工会長、長野県商工会連合会副会長)

○長野県知事表彰

平成24年 武重 茂雄(前佐久市望月商工会長、前長野県商工会連合会理事)

由井 正隆(佐久穂町商工会長、前長野県商工会連合会理事)

萩原 正義(前松川町商工会長、前長野県商工会連合会理事)

羽毛田盛雄(上松町商工会長、長野県商工会連合会副会長)

西沢 信男(前白馬商工会長、前長野県商工会連合会理事)

# 商工会・商工連の基本理念

1 宣言 「私たちは、地域の商工業者を全力で支援します」

## 2 使命

- (1) 商工会員の満足度向上を図ります。
- (2) 地域内における商工業の総合的な改善発展を図ります。
- (3) 社会一般の福祉の増進に役立ちます。
- (4) 地域経済の健全な発展に寄与します。

## 3 行動指針

- (1) 発展する企業経営の支援体制を整備します。
- (2) 安心して相談できる支援体制を整備します。
- (3) 夢が持てる地域産業基盤を構築します。
- (4) 地域振興にコーディネート力を発揮します。

## 商工会中期マスタープランの推進

商工会の今後10年間の目指す姿を示した「商工会中期マスタープラン」が平成25年3月29日に開催された商工連臨時総会で承認され、いよいよ実行段階に入りました。

また、県下の70商工会においても、通常総会が開催されており、「商工会中期マスタープランの推進」が事業計画に掲げられているところですよ。いよいよ、「地域の商工業者を全力で支援します」という基本理念に向けて、商工会員の満足度向上を図れるよう改革が始まります。会員に寄り添った新しい支援体制を構築するために現在、商工連において様々な準備作業に入りました。当面は、地域グループ内の複数経営指導員で支援する第Ⅱステージを実質的に機能する組織として構築するための行動が、平成25年度の主要事業となります。

今後、各商工会にお願いすることを具体的に示し、商工連としても商工会と一緒に支援環境を至急整備していきたいと考えています。

経営支援機能が向上し、会員の様々な相談に対し、満足度の高い支援体制が10年後には完成できるよう皆の力を結集しなければなりません。

改革には、常に大きな課題が山積するものですが、商工会役員、職員、会員の意識改革とやる気が、課題を必ず解決していけると信じています。皆でベクトルを同じ方向に合わせ、「商工会中期マスタープラン」が実現できるよう頑張ります。

## 平成25年度事業計画の重点方針及び重点事業

### 重点方針

商工業及び商工会を取巻く環境は、前例のない厳しい状況に直面している。

こうした中で、経営支援のあり方を見直し、高度専門的支援に取り組み体制を早急に構築しなければならない。

そのためには、職員の意識改革と支援能力向上は喫緊の課題である。

商工連は、本年度を意識改革元年と位置づけ、自らが商工会とともに「商工会中期マスタープラン」に基づいた改革を断行する。

1 商工会の支援ニーズに寄り添った新しい支援体制を構築します

2 商工会の未来を担う支援人材の育成と意識改革を推進します

3 経営力強化と地域を支える産業の振興・創出を全力で支援します

4 自己財源確保への取り組みを支援します

5 青年部・女性部の挑戦を支援します

### 重点事業

#### 1 機構改革

- (1) 商工連機構改革
- (2) 商工会広域支援グループ体制拡充
- (3) 専門分野グループの構築研究
- (4) 支援事例の共有システム研究

#### 2 人材育成

- (1) グループリーダー養成
- (2) 現場実地研修・研修会を通じた経営指導員の能力向上
- (3) 補助員の能力向上
- (4) 地域振興人材の育成

#### 3 経営力強化と産業振興

- (1) 中小企業経営力強化支援法認定機関としての経営支援の実施
- (2) エキスパートバンク・経営安定特別相談事業等、商工連としての経営支援
- (3) 産業振興支援プロジェクト事業
- (4) 長野県商工会観光パワーアップ事業
- (5) 農商工連携の推進支援

#### 4 自己財源確保

- (1) 商工会事業の「見える化」の促進
- (2) 商工会加入支援
- (3) 商工会での各種共済推進支援
- (4) ネットde記帳の推進支援

#### 5 青年部・女性部の支援

- (1) 部員の増強による組織強化の支援（青年部女性部共通）
- (2) 経営者としての資質向上支援（青年部）
- (3) 円滑な事業承継支援（青年部）
- (4) 地域振興事業への参加意欲向上支援（青年部）
- (5) 起業家及び経営者への支援（女性部）

# 商工青年・女性と 知事との語り合い開催



参加者と意見交換をされる阿部知事

県商工会青年部連合会と県商工会女性部連合会は3月7日、阿部守一長野県知事との意見交換会を長野市で開催しました。

地域振興をテーマに県内各地の商工会青年部と女性部が特産品の開発や観光パンフレット作成などの活動を発表し、阿部知事と意見を交わしました。

特産品開発では、白田町商工会女性部の「ブルーンドレッシング」や飯綱町商工会女性部の「野沢菜と信濃地鶏のソテー」、根羽村商工会の「シカ肉カレー」を紹介し、併せて試食を行いました。阿部知事は、長野県の平均寿命が男女ともに全国1位になったことに触れ、特産品開発については、健康長寿の長野県の農産物を食材として使用している点について、デザインを統一するなどして商工会で共通してアピールしてほしいと要望を出されました。

また、観光振興については、白馬商工会の「白馬ガレット」開発事業や天龍村の観光ガイドブック作成等について発表

を行い、阿部知事からは「もっと情報発信を行い、観光客の増加だけでなく、特産品の購入や宿泊等の消費につながる工夫をしてほしい」と激励をいただきました。終わりに、矢崎県連会長より阿部知事にお礼を述べ、引き続き商工会が実施する地域振興事業への協力をお願いして盛会裡に終了しました。



挨拶をする佐々木県女性連会長



挨拶をする田中県青連会長（当時）

## 中小企業の新たな事業活動

# いい会社をつくろう！

### 高森町商工会

株式会社協和精工（下伊那郡高森町）  
代表取締役社長 堀 政則 氏



代表取締役社長 堀 政則 氏

（株）協和精工は、昭和39年創業。10年程前までの事業は大手メーカーの下請けのみで付加価値の低い加工収益で経営状況は厳しい状況が続いていた。

現社長の堀政則氏は山口県下関市出身であるが、長野県の自然にあこがれて県内の大手メーカーに就職。技術者として勤務する中で、自らの力を発揮できる場所として下伊那郡高森町の（株）協和精工へ転職した。しばらくして、創業者から社長に抜擢され、平成12年に3代目社長に就任した。

現在の（株）協和精工は、精密加工技術とスビードのある組立生産技術、独自の発想の商品開発を行う競争力のある企業で

ある。中小企業経営革新法の承認も得ている。下請けの苦しい経営から、競争力のある力強い企業にどのように堀社長が変えていったのかは、非常に興味深く学ぶところが大きい。

現在の（株）協和精工の主力製品は、ロボットや医療機器、省力化機器などに幅広く使用される電磁ブレーキである。これは汎用品ではなく、すべて取引先のニーズに比べ製品毎に設計製造する「オーダーメイド」製品である。また、半導体製造装置や液晶製造装置、医療機器の部品製造を行っている。これらの部品加工や製品に共通する強みは、取引先の完成品の価値を上げること、貢献するものを供給していること、それが短納期であることである。そして、部品加工の利益を改善するため、「仕上げレス」「検査レス」「管理レス」に取り組んでいる。さらに、部品のユニット化でユニットメーカーとし

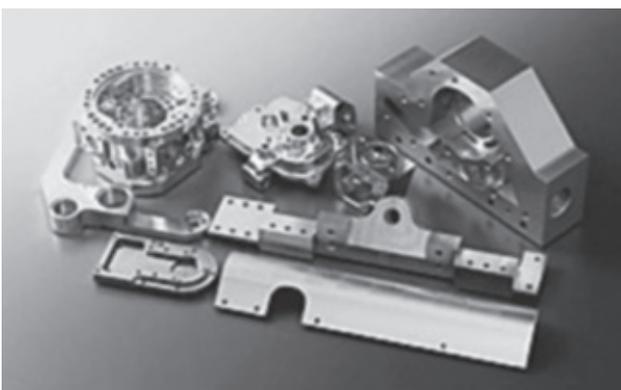
ての認知を広めている。そうした中、昨年から新たに、防災機器のユニット化の取組を始めている。

堀社長は、就任後5年後に企業理念に「いい会社をつくろう！」を掲げた。これは、会社は社員みんなのものであると社員が意識すれば、社員は会社をよくするために自ら考えて行動してくれると信じたからである。そして、開発から製造までの方針決定の会議などは、社長をはじめ、社員全員が出席して行われている。社員の意識は必然的に高くなっている。社員の意識が高くなっていく理由は他にもある。「経営の見える化」である。財務諸表、経営状況等を定期的に社員に開示している。

堀社長は今、「人も自立、商品も自立、会社も自立」する「自立型企業」を目指している。7年前から医療介護分野の商品開発にも進出している。堀社長には特筆すべき経営スタンスがある。常に現売上の柱にある製品の受注を短期でみていることである。このため3年から5年先に受注の柱にすることを捉えてターゲットとした領域、たとえば医療や福祉機器など、新たな加工技術の分野に果敢に飛びこんでいくのである。常に未来を着眼する、いわゆる先の先をみた「種まき経営」の実践継続である。地域で一番幸せを感じられる企業を目標としている堀社長の真骨頂である。



負作動ブレーキ



精密部品加工品

## Shokokai NOW! 根羽村商工会

南信

Vol.91

### パソコンやITを

### 楽しく活用するために

### シニア情報生活

### アドバイザー養成講座と

### インターネットカフェ事業

根羽村商工会では、情報化支援の一環として、会員や住民が互いにパソコン等のITに関する相談をし合える仕組み作りと、そのための人材育成に取り組んでいます。

根羽村の65歳以上人口の割合、いわゆる高齢化率は47%と県内トップクラスで、経営者も60歳以上の方が多く、パソコン等ITの導入にはほとんどの会員企業が消極的です。パソコンを持っていても経営の効率化等に活用していないという状況も多く見受ける中で、何とか



ネットカフェの様子：地域の人たちの憩いの場となりました。

ITの導入や操作に対する不安を取り除き、活用を促したいと考えていました。経営指導員をはじめ商工会職員が、操作・作成等の代行支援ができる能力を身に付けるのはもちろんのことですが、やはり少数人数の職員だけでは限界があります。そこで、会員や住民が互いにパソコンの操作を教え合えるような仕組みを作ることが、この地域のために必要だと考えました。

そんな中で、高齢者と情報化を結びつける資格「シニア情報生活アドバイザー」(一般財団法人ニューメディア開発協

会・経産省)の養成講座を見つけ、資質のある人材の発掘と、その人材の育成にこの1年間取り組んできました。2回の養成講座の中で、6名の合格者が誕生しました。県内には合格者がまだ20数名(松本市、塩尻市、根羽村)しかいません。そしてこの資格取得の目的が、正にこの根羽村の課題と見事に合致すると、講師や試験監督官からも共感して頂きました。こうして生まれたシニア情報生活アドバイザーですが、現在はみなさんの活躍の場を構築中です。

まずは経営者、特に個人事業主の方には、会計ソフトを利用することでスピーディーに簡単に帳簿処理ができることを理解して頂くため、合格者のうち個人事業主の方には平成24年分の経理を会計ソフトで処理して頂きました。アドバイザー自身が自計でやりきること、自信を持って人にも勧められるようになりました。

また南信州西部広域連携商工会(阿智村、平谷村、根羽村)では、観光振興事業として毎年3月に1ヶ月間、ひな祭り街道事業を展開しており、根羽村商工会ではその期間中国道沿いの会議室を土日祝日も一般公開して、伝統の土雛や手作り雛の展示販売、特産品の販売を行うとともに、インターネットと喫茶を楽しむ空間を提供する「インターネットカフェ事業」を行っています。村内外から訪れるみなさんと賑わっていますが、こ



ネットカフェの様子：インターネット放送を楽しんでいます。

のインターネットカフェ開催期間中にも、シニア情報生活アドバイザーを配置し、パソコン等の相談や操作支援を行ってききました。

これにより、パソコンに興味のなかった地域の高齢者の方々もインターネット放送局(\*阿智村商工会事業)を検索して視聴したり、教えあったり、子供から誕生日プレゼントに送られたTVの操作を指導したりという姿を見ることができました。

今後は、事務所を共有するシルバー人材センターと協力して、シルバー人材派遣の常設メニューの一環に盛り込んだり、またシニアのパソコンクラブを立ち上げるなどして活躍の場を構築していきたいと考えています。

経営革新と

SWOT分析



中小企業診断士

金丸修一氏

「いつまでもあると思うな親と金」独立する大切さと儉約を奨励することわざであるが、大事なものはいつまでも手元においておけるとは限らないという戒めにもとれる。

会社は、日々変化する外部環境に対して、自社が持っている内部資源を活用して自己変革しながら維持・成長してゆくものである。外部環境とは、自社の力ではどうすることもできない周りの環境である。たとえば最近の円安、一企業が泣こうが喚こうがどうすることもできない環境の変化である。

内部資源とは、自社の持つビジネスモデルやノウハウなど自的努力によって強化したり変更できるものである。

近年創業30年以上のいわゆる老舗企業の倒産が多い。かつて成功を収めたビジネスモデルにしがみつき、業績悪化の要因を外部環境に求め、自己変革をしてこなかったことが最大の原因と考える。

ではどうやって自己変革をするのか。それにはまず外部環境の変化を知ることである。消費者の動向、

業界動向、立地環境の変化、法律・経済など社会環境の変化などは、自社の力が及ばない外部環境と捉えてよいだろう。そしてその変化は自社にとってプラスかマイナスか。プラスなら機会、マイナスなら脅威と捉える。

次に内部資源についても洗い出してみる。ビジネスモデル、技術やノウハウ、人材、顧客、財務など挙げられるが、こちらもプラスなら強み、マイナスなら弱みとして分類する。これらを4象限のマトリックスとしてあらわしたのがSWOT分析(左表)である。これにより、機会を利用して強みをどう活かすか、脅威を取り除き弱みをどう克服するか、戦

〈SWOT分析〉

	外部環境	内部資源
プラス要因	機会 (Opportunities)	強み (Strengths)
マイナス要因	脅威 (Threats)	弱み (Weaknesses)

略的な思考ができるようになる。

繰り返しになるが、変えることができるのは内部資源だけである。ときには、古いビジネスモデルや既存の顧客を捨てることも考えてみる。顕在顧客は大事だが、大事にし過ぎて多くの潜在顧客を取り逃してはいないか。捨てることで新しいビジネスモデルの構築、新しい市場、新しい顧客を創造することもできる。「いつまでもあると思うな顧客と資金」大事なものがいつの間になくなっていったなんてことにならないように、企業の自己変革、つまり経営革新はやり続けなければならない。



## 共同企業体に 対する債権回収



弁護士 土屋 準氏

1、共同企業体（ジョイント・ベンチャー）というものをよく目にします。主に建設業界で利用されることが多く、独立した建設会社である、A社、B社、C社が構成員となつて、Yという共同企業体を結成し、大きな工事を請け負うなどというものです。

こうした企業体に資材を売り掛けたり、下請となつたりした者（X）は、その持っている売掛金債権や請負代金債権を、誰にどれだけ請求できるかが問題となります。

もちろん、共同企業体が問題なく運営されているときは、問題は起きないのですが、何等かの理由で、共同企業体自体が事実上解散してしまつたり、構成員の一部の会社が倒産してしまつたときなどに、上記の問題が起つてきます。

2、Xは、Yに工事用資材300万円の売り掛け債権を持っていたところ、構成員のA社が破産してしまつたとします。Xはどうしたらよいでしょう。

う。

まず考えなければならないのは、共同企業体というものは、法律的にはどういふものかということです。

判例や通説は民法で定められている組合だと言っています。

民法の組合の規定は（民法675条）、次のように定めています。

① 組合自体には、当然、全額請求できる

② 更に、構成員個々にも、等分の割合で請求できる

③ Xが損失分担の割合を知っているときは、その割合しか請求できない

共同企業体は、構成員間で損失分担の割合を決めていることがあります。債務の支払は、Aが全額負担する、あるいは、債務の半分はAが、3割をBが、2割をCが負担するなど取り決めるのです。

判例等は民法の組合だと言っているのですから、民法の規定に従うとすると、Y企業体は、独立した組合ですから、そしてYがAの破産にも拘わらず、運営を続けていれば、Yから支払を受けられるでしょうし、受ければ良い訳です。

また、Xが損失分担の割合を知らなければ、BとCに100万円ずつ請求できる訳です。しかし、Xが損失分担の割合を知っていれば、その割合しか請求できないこととなります。

3、民法の規定だけから言えば、Xは、BやCに全額を請求することはできないと言つことになり

しかし、Xの債権が商行為から生じたものである場合は、分割債務ではなく、連帯債務となつて、構成員のA、B、Cは、各自全額について支払の責任を負うという判例が出ました（最高裁判成16年4月14日 判決）。Yは、建設を請負うという商行為を営業とする組合ですし、A、B、Cも建設業を営業とする会社であり、YがXに支払わなければならない代金も、建設資材の買入という行為により発生したものですから、商行為により生じた債務と言えるものです。

以上の通りですので、Xの債権が商行為から生じたものである場合は、Xから、BまたはCに対して、売掛代金全額の請求をすることができ、BまたはCは、これを拒むことができません。



# この人に注目



Vol.95



株式会社 湯川酒造店  
代表取締役 湯川 尚子 氏  
木祖村商工会

や社内環境の整備など、自分の直感を頼りに、好き勝手な仕事をやってきたように思います。  
父が病に倒れ、私  
がその代を継ぐ決意  
をして間もなく、父  
は他界致しました。  
地域を大切にでき  
た父の姿は、地域と  
の関わりの大切さを、  
私に身をもって教え  
てくれたように感じ  
ます。

## 老舗酒蔵の事業継承 そして、酒造りで 目指すもの

当社は1650年創業、現在の当主  
で16代目を数える酒蔵です。私は  
2011年7月に、31歳でその16代目  
として代表取締役就任いたしました。

まさか、こんなにも早く代を継ぐこ  
とになるとは、考えもありませんでした  
ので、先代で父である15代目の下、お  
酒造りの現場を中心として、営業活動

酒造りとは、地域に根差す伝統的な  
仕事であり、代々続いてきた技術や味  
わいをしっかりと継承し、そしてその  
存在意義を守り後世に繋げていくこと  
が、私の役割です。

私が代を継ぐ決意をした時、「守る」  
とはどういうことなのか必死に考えま  
した。

銘柄、味わい、会社、社員、家族、  
地域との関わり、伝統……。当然簡単に  
答えが出ることではなく、「守る」と言  
うことに固執し、身動き取れなくなっ

てしまったのです。

会社を経営する立場となると、大小  
様々な出来事が日々の中で起こり、何  
かが生じるたび、地域の重要性や社員  
の存在の有難さを感じます。

皆、父から私への変化を受け止め、  
柔軟にサポートをしてくれます。頭で  
考えていても答えが出なかつたことに  
対し、「変化」の中に上手に身を置く事  
で、会社が繋がっていくのだなど、実  
感しつつあります。

日本酒を取り巻く環境も日々変化を  
しており、お客様の嗜好も食文化とと  
もに変わってきています。

日本酒に対する固定概念がなくなり  
つつあり、多種多様な味わいの日本酒  
が増え、その楽しみ方は器ひとつとつ  
ても様々です。

若い女性がひとり、日本酒バーのカ

ウンターに座り日本酒を楽しむ姿も、  
多く目にするようになりました。

地域の食文化と共に長く愛されてき  
た日本酒は、まさに「地酒」たる所以  
ですが、その地域を離れ、より多くの  
お客様に木曾で醸された日本酒の楽し  
さを知っていただく事もまた、「地酒」  
の存在価値ではないでしょうか。

日本酒は嗜好品ですから、当然その  
味わいに対する好みの違いはあります  
が、飲む人が感動し、記憶に残る日本  
酒を醸し、飲む人に寄添える日本酒で  
ありたいと考えています。

地域での会社のあり方や、日本酒の  
味わい、銘柄の存在感など、柔軟に変  
化を続けながら、日本酒と共に我が  
社を後世へ繋げていくことが、私の目  
標です。



清酒木曾路醸造元 (株)湯川酒造店

「この人に注目」をシリーズで毎号掲載しています。商工会地域内で頑張っておられる方をご紹介します。

## 地域産業振興委員会 / 中間答申

3月21日、安曇野市（サンモリッツ）にて「商工会地域の産業振興の中間答申」が行われました。

昨年7月26日会長より、今後講ずべき産業支援策について諮問を受け、地域産業振興委員会（羽毛田盛雄委員長）が、2回（4地区）の現地調査を実施して、審議検討し、まとめた内容を中間答申したものです。

24年度は県内各地域の取組み事業の現地調査により商工業の現状と課題の把握を行い、業種別の課題が抽出されました。本年度はさらに研究をすすめる、「今後、商工会が講ずべき産業支援策」について答申することとしています。

### ○商工会地域の産業振興の中間報告（抜）

（本文）

「答申に向けて更に多くの業種の課題や意見交換が必要のため、平成25年度も引き続き、本年度の意見集約

をもとに、商工会地域で地域経済を支えている多彩な産業の現状把握のための現地調査や委員相互の議論を深め、さらには産業支援振興プロジェクトや長野県商工会観光パワーアップ事業等の各事業を検証するなかで、今後、講ずべき産業支援策の研究を進め、最終答申に向けた取組を行って参ります。」

#### （業種別課題）

##### 工業関係

- ・ 異業種交流の必要性
- ・ 事業者間のネットワークづくりと商工会の役割の重要性
- ・ 経営者、従業員の技術革新研修の必要性

##### 商業関係

- ・ 地域の歴史や文化を活かした街づくりの重要性
- ・ 地域振興リーダーの育成
- ・ 地域住民と一体となった街づくりの重要性

## 商工会産業振興支援プロジェクト事例中間発表会

このプロジェクトは平成23年から3年間の取り組みで推進しており、3月21日安曇野市のサンモリッツで事例中間発表会を開催しました。

プロジェクトでは推進委員会と県下4ヶ所のワーキンググループからなる推進体制が設けられています。各商工会は地域の課題について96のテーマを定めて取り組んでいます。当日はこの中から12テーマの事例発表がありました。

#### 《発表テーマ》（発表順）

- 1 中心市街地再生支援事業（絆なんでも宅配サービス事業と地域のイベント請負事業）  
上田市商工会  
辰野町商工会
- 2 後継ぎ請負人事業  
辰野町商工会
- 3 「KISOMURA木の匠」のブランド化及び木工製品の販路開拓支援  
木祖村商工会
- 4 信州新町地域の特産品多様化推進研究事業  
信州新町商工会
- 5 佐久穂町「食・特産品開発」事業  
佐久穂町商工会
- 6 【みんなで創る美味しい未来のふるさと】買物弱者のための福祉商業支援事業  
富士見町商工会
- 7 若手経営者・後継者研修会  
池田町商工会・松川村商工会
- 8 坂城町経営革新塾  
坂城町商工会
- 9 農商工連携による活性化（ほつとステイ・拡販活動・特産品普及・外国人受入）  
立科町商工会
- 10 地域資源を活かした基幹産業再興プロジェクト  
阿智村商工会
- 11 地域資源を活かした基幹産業再興プロジェクト  
白馬商工会
- 12 小布施町中心市街地再生支援事業  
小布施町商工会



取り組み状況の発表

## 平成25年度の自動車税の納期限は5月31日(金)です。

自動車税は毎年4月1日に自動車をお持ちの方に納めていただく税金です。自動車税納税通知書が届きましたら、お近くの金融機関、農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、地方事務所税務課で納期限までに納めてください。

納税通知書には「納税証明書」がついています。これは自動車の継続検査（車検）に必要となりますので、車検証と一緒に大切に保管しておきましょう。（長野県・地方事務所）

日本のまん中「辰野町」は、伊那谷の最北部に位置し、中央アルプスと南アルプスに囲まれた風光明媚な町です。諏訪湖から流れる天竜川、その両岸には水田が広がり、丘陵地帯には様々な果樹が栽培されています。春は桜、夏は蛍、秋は紅葉、冬は雪景色と四季折々に美しい姿を現し、光と緑にあふれた自然豊かな浪漫あふれる「ほたるの里」です。

## ホタル保護活動の歴史

古くから辰野町周辺には多くのホタルが発生していたようですが、江戸時代の資料にその記述があり、明治初期には周辺地域から見物客を集めるほど広く知られるようになりました。大正15年には「長野県天然記念物」の指定も受けました。昭和に入り、戦時中中断していた「ほた



ほたるの乱舞

る祭り」が昭和23年に復活し、自然を守りホタルを愛護しようという声が高まりました。しかし、昭和30年代から工業排水・家庭雑排水や農薬使用が増えるにしたがって、ホタルの数が次第に減少していく事態となりました。

そこでまずは、ホタルの住んでいるところの水の汚染を防ぐため、天竜川の水だけでなく、沢のきれいな水を加えるようにしました。その結果、ホタルが少しずつ増えてきたので、今度は休耕田にホ

生する「松尾峡」と呼ばれるこの地区一帯を「ほたる童謡公園」として大規模な工事が始まりました。また、平成15年には「辰野町ホタル保護条例」を制定するなど、町をあげて様々なホタルの保護増殖推進事業を行ってきました。

## 辰野ほたる祭り

6月中旬～下旬の最盛期には「辰野ほたる祭り」が盛大に開催され、毎年20万人近い人々が全国各地から訪れるように



Vol.5  
辰野町商工会

# 辰野のほたる

タルが住める小川を整備しました。そこからたくさんさんのホタルが出るようになり、この経験を生かして、ホタル専用水路が作られました。その後その水路にホタルの幼虫やホタルの餌となるカワニナ（巻貝の一種）を放流し、水路のまわりの草刈りや泥あげなどの手入れも行ってきました。

昭和60年には「ゲンジボタル」が町の特別シンボルに定められ、平成元年には環境庁の「ふるさといきものの里」の指定を受けました。この年からホタルが群

なりました。鳥倉千代子さんが歌う「ほたる小唄」が昔から親しまれておりすが、さだまさしさんも昔訪れたときにつくった曲「風の篝火（かがりび）」は名曲の呼び声高く、紅白出場歌手・水森かおりさんが歌う「辰野の雨」（CD「ひとり長良川」に収録）もぜひ皆さんに聴いていただきたい曲です。

今年の「第65回辰野ほたる祭り」は6月15日（土）～6月23日（日）までの9日間開催されます。記念事業として「出張なんでも鑑定団in辰野」も計画してお



人で賑わう「ほたるのお宿移し」

ります。ホタルの発生は天候に大きく左右され、蒸し暑くて風のない曇りのときがベストで、雨天だと発生はしますが舞いません。生涯の大部分を川で過ごし、成虫の期間はわずか10日ほどの儂い命のホタル。精一杯の命の灯火を放つ「辰野のほたる」をどうぞ観にいらしてください。心よりお待ちしております。

### 「お問い合わせ先」

辰野町商工会

TEL. 0266-41-0258

### 「お問い合わせ先」

辰野町観光協会

TEL. 0266-41-1111

### 「交通」

期間中は大変混雑いたします。駐車場が限られておりますのでJRをご利用ください。JR辰野駅下車 ほたるの名所まで徒歩約20分

平成25年5月20日発行VOL.993  
編集・発行／長野県商工会連合会 〒380-0936長野市大字中御所岡田1-3-1 10長野県中小企業会館1F  
電話026・228・2131代  
発行人／細野敦俊 印刷／カンゴ株式会社

会員事業所の皆様の経営支援をインターネットを通じて行っております

# WEBセミナー のご案内

地域商工会もしくは  
長野県商工会連合会の  
HPよりご覧いただけます

**視聴無料**

ログインIDとパスワードは所属の  
商工会にお問い合わせください

WEBセミナーは、インターネットで映像コンテンツを視聴することにより、  
様々な経営情報が取得できるサービスです



パソコン研修

経営者の自己研鑽

税務・財務・経理

リスクマネジメント

後継者育成

人材育成

さまざまな経営情報が満載

## 全国商工会経営者休業補償制度

# 商工会の休業補償制度

(所得補償保険)

もし貴社で働く従業員や、皆様自身（会社経営者・  
個人事業主等）が今、大ケガや重い病気で療養が  
必要となり、働けなくなってしまったとしたら…



商工会の休業補償制度では万一働けなく  
なった際の収入（1年間）を補償します！！

保険料  
**36~37%**  
割引

本制度は、商工会会員向け団体所得補償保険制度です。

「商工会の休業補償制度」は、本制度の愛称です。

この保険は被保険者が病気、怪我により就職不能となった場合、  
免責期間（7日間）を経過した翌日から補償の対象となります。

この保険の対象者は、商工会会員および商工会会員である事業  
所に勤務されている方とその配偶者（家事に従事されている方）  
に限ります。

ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願い申し上げます。

加入は毎月受付中

毎月1日午前0時の補償開始でご加入いただけます。

お問い合わせはお近くの商工会へ